

食品ロス削減サポーターへのフォローアップに関して

1. 食品ロス削減サポーターについて

1-1. 「食品ロス削減推進サポーター」制度について

消費者庁または地方公共団体等が開催する食品ロス削減推進サポーター講座を終了し、食品ロス削減の基礎知識、消費者、食品事業者、一般企業、学校等の様々な主体が取り組める事例、地域の課題 解決に必要なスキルやノウハウを習得した方々で、様々な場面で自ら活動する意向のある人材を地方公共団体及び消費者庁に登録し、育成した人材の活用を図っていくための制度。（以下、「食品ロス削減推進サポーター」を「サポーター」と記載。）

1-2. サポーター活用の目的

食品ロスの削減に向けて、国民各層がそれぞれの立場において主体的に課題に取り組み、社会全体として対応してくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成と定着を図っていくことが重要です。全国で一貫して食品ロス削減の周知・啓発を行うことに加え、地域等において食品ロスの削減を担う人材（サポーター）を育成し、サポーターによる地域住民等への周知・啓発を行うことにより、地域の特性を踏まえた食品ロスの削減を推進していくことを目的としています。食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）第十四条では、「国及び地方公共団体は、は、消費者、事業者等が、食品ロスの削減について（中略）それぞれの立場から取り組むことを促進するよう、教育及び学習の振興、啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講じる」とされている。

2. サポーターの運用について

「【地方公共団体向け】食品ロス削減サポーター制度の運用について」を参照。

<https://www.no-foodloss.caa.go.jp/supporter/pdf/2022042501.pdf>

3. 国からサポーターへのフォローアップ

消費者庁は、登録している食品ロス削減サポーターに対して、以下の情報提供やアンケート等を行い、フォローアップを行う。

3-1. メルマガによる情報共有

- ・サポーター登録している団体・個人に対して、月1回程度
- ・内容は、プレスリリース、イベント情報、新たな資料等を知らせるとともに、取組のコツや事例紹介の情報発信
- ・10月においては、食品ロス削減月間であることから国民運動とするための関係者等への呼びかけの依頼

3-2. 消費者庁食品ロス削減 Twitter による情報発信

- ・サポーターには、ほぼ毎日の発信する情報発信している当該 Twitter アカウントのフォローしていただき、活動の参考にさせていただく

3-3. 消費者庁作成の啓発資材の提供

- ・サポーターが出前授業やイベント等で参加者に配付するための啓発資材の提供
 - 電子媒体のみ提供可能な啓発資材は、自由にダウンロードいただく
 - 配付可能な紙媒体は、希望部数を消費者庁負担で郵送

3-4. 追加講座の開催

- ・年1回程度、フォローアップ講座の開催を検討

3-5. 定期報告による状況把握と活動促進

消費者庁は、サポーターの活動状況等を把握し、今後のサポーターのフォローアップを行うとともに、施策等に活用する

- ・年に1回程度
- ・アンケート形式
- ・以下の内容を想定
 - 団体内の登録人数・活動人数
 - 最寄りの自治体や団体との連携状況
 - 活動内容

- 活動してよかったこと・困ったこと・工夫したことなど感想
- 数値目標を設定していれば、その数値と達成率
- 今後の目標・予定、